

11. 複数校の合同チームによる参加について

令和6年度東京都中学校体育大会実施要項に基づき、東京都中学校体育連盟剣道部では、東京都中学校体育連盟に加盟し、剣道部が登録された単独の「学校」部活動チームのみ、合同チームによる大会参加を認める。

1. 個人戦が行われない「秋季大会（新人大会）」の都大会と、秋季都大会出場につながるブロック大会・支部大会等のみ、合同チームでの参加を認める。当該ブロック大会・支部大会等の出場が条件となる。
2. 東京都中学校剣道大会における合同チームの参加規定は次の通りとする。
 - ① チームのメンバーは同一支部（同一区市郡島）内の2校または3校の生徒であることを原則とする。国立、都立、各区市町村立、私立学校等の合同チーム編成を可能とする。島嶼地区や特別な理由がある場合は剣道部長が中体連会長と相談する。
 - ② 合同チームは、部員数が試合参加の必要最低人数を下回った学校同士の編成を原則とし、各校のうち、各校とも、あるいはいずれかの学校が試合参加の必要最低人数を確保できない場合とする。
 - ③ 各学校で剣道部として成立していることを原則とする。
 - ④ 各校の校長の承認のもとに、計画的・継続的に練習が行われている。試合参加のみということでは認めない。
 - ⑤ 年間を通しての合同チームとする。大会ごとに異なる学校との合同としないこと。ただし、秋季大会（新人戦）からの合同チーム編成はあり得る。
 - ⑥ 合同チームの各校が東京都中学校体育連盟本部に加盟し、各校の剣道部が都中体連剣道部に登録をしていること。
 - ⑦ 合同チームのある支部が、1つのチームとして認定し、支部大会の参加を認めるとともに、ブロック大会及び都大会への参加を認めていること。事前に区市郡島中体連各支部長に「合同チーム編成承認願」を提出し、都中体連各ブロック長及び各ブロック剣道競技責任者の審査を経て承認の可否が決定され、都中体連会長から認定されていること。
 - ⑧ 顧問は各学校の校長・教員・部活動指導員とし、各校それぞれの顧問か、各校の代表顧問が引率をする。ただし、代表顧問は、校長・教員とする。部活動指導員は代表顧問にはなれない。
 - ⑨ 参加申し込みなどについては、各校の校長の承認・連絡のもとに代表校長が責任者として手続きを行う。
 - ⑩ チーム名は各校名の併記とする（○○・△△・□□中学校）か、支部名を使用する（☆☆市合同）。
 - ⑪ 大会参加費は各校ともに支払うものとする。2校合同は計1万4千円、3校合同は計2万1千円とする。一つの学校が、単独校チームと合同チームの二つとして大会参加することは認めない。 ※ 支部とは、区市郡島をあらわす。
3. 細目
 - ① 「計画的・継続的な練習」とは試合のためのみ合同で活動するのではないという確認のもとで、各校の校長の判断とする。
 - ② 島嶼地区や、同一支部内に合同チームを組む学校が無い等、特別な理由がある場合は各ブロックの剣道競技責任者（剣道ブロック長）から剣道部長に相談し、剣道部長が中体連会長と相談する。相談の後に、同一ブロック内での合同チームを認める。ただし、ブロックを超えての合同は認めない。
 - ③ 合同チームを組むための条件は、各校のそれぞれの部員数が以下の12通りのうちのいずれかの場合のみである。部員数が2名以下の学校を救済することを主眼とする。

a・1人+1人+1人	b・1人+1人+2人	c・1人+1人+3人	d・1人+1人+4人
e・1人+2人	f・1人+2人+2人	g・1人+3人	i・2人+2人
j・2人+2人+2人	k・2人+3人	h・1人+4人	l・2人+4人
 - ④ 合同チームが都大会においてベスト8以上に入賞した場合でも、翌季の大会での無条件参加は認めない。本来そのチームが入るべき位置シードについてはフリー抽選とする（都大会参加チーム総数減となる）。
 - ⑤ 剣道大会抽選時に、剣道大会「申込書」（合同チームで1枚）と剣道大会「合同チーム申請書」（合同チームで1枚）を提出する。監督は合同チームで1名、監督補佐も合同チームで1名とする。（事前に「合同チーム編成承認願」を各支部長に提出しておくこと。）

※ 補足、確認

- ① 令和6年度の秋季大会においては従前の規定に基づき合同チームの参加を認める。
- ② 合同チーム結成にあつては、その意義（部員数が2名以下の学校を救済することが主眼）やルール（試合参加のみではなく計画的・継続的な練習を行っている）を改めて確認すること。
- ③ 秋季都大会新人大会で合同チームを各ブロックシード校とすることはできない。
- ④ 秋季都大会新人大会で合同チームがベスト8になった場合でも、令和7年度総合体育大会（夏季大会）へのシード権を与えず、代替チームを補充するなどの措置も今まで同様に行わない。
- ⑤ 都大会予選を兼ねない各ブロック（各支部）独自の研修会等については、都中体連剣道部の規定の対象外とし、各ブロック（支部）剣道部の申し合わせ事項、裁量によることを可能とする。